

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第2回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	平成29年11月10日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時
開催場所	桶川市役所仮設庁舎会議室303
出席委員	5名
欠席委員	0名
事務局職員	2名
議題	<p>開会</p> <p>1 教育部長あいさつ</p> <p>2 協議等</p> <p>(1) 桶川市いじめ重大事態における行動計画(仮称)について</p> <p>(2) 桶川市いじめ防止等基本方針の改定について</p> <p>(3) いじめ事案に係る協議</p> <p>(4) その他</p> <p>閉会</p>
配付資料	<p>次第</p> <p>「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」</p> <p>「桶川市いじめ防止等基本方針」(改定案)</p> <p>「桶川市いじめ防止等基本方針」改定事項(新旧対照表)</p>

議事の内容	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 学校支援課長</p> <p>3 協議</p> <p>(1) 「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」策定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局が資料に基づき、「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」について説明した。</li></ul> <p>委員長：まず、「1 重大事態発生報告」の段階について検討を願いたい。</p> <p>委員：「自殺」事案という言葉があるが、「自死」を使った方がよいのではないか。</p> <p>委員：自分の所属する組織では、対策については「自殺」、個人については「自死」として扱っている。</p> <p>委員：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では「自殺」を使っている。</p> <p>事務局：今後、検討していく。</p> <p>委員：調査をどのようなスタンス、方向、視点で行っていくのかについては、最初のうちに共有しておかなければいけない。いじめ対策委員会、学校、教育委員会が、どのようなスタンス、方向で行っていくのかを確認する機会が必要である。情報の一元化、情報の管理について、早い段階で定めていく必要がある。それによって、情報の収集の仕方が変わってくる。</p> <p>委員：情報の取り扱いについては、明文化しておく必要がある。</p> <p>委員：情報の取り扱いのスタンスが決まれば所管が決まる。</p> <p>事務局：これについても、今後検討していく。</p> <p>委員：「いじめ対策委員会委員長へ報告」と書かれているが、いじめ対策委員会の動きは、どのようになるのか。</p> <p>委員：「遺族への説明」の前に、いじめ対策委員会の召集が入るのではない</p>
-------	---

か。

委員：行動計画の中で、□で示されているものは、何か。

事務局：自殺事案に係るものを□であらわしている。

事務局：「いじめ対策委員会召集要請」は「2 調査組織の設置」の段階である。

委員：「1 重大事態発生報告」の段階では、いじめ対策委員会は召集するのか、また、委員への情報提供は行うのか。

委員：緊急性を要するものなので、「事態が起きた時にこのように対応する」と決めておくものなのか。機動力が問われる段階である。

事務局：早い段階で調査の方向性、スタンスを決めていくことが、学校、教育委員会、いじめ対策委員会が、同じ方向性で動いていけると感じた。

委員：調査組織の設置の前に、調査についてのスタンスを決定する。

委員長：「いじめ対策委員会委員長へ報告」を「いじめ対策委員会召集、いじめ対策委員会の報告」にすると具体的になるのではないか。

委員：スピードが問われるので、全員が集まるというよりも、可能な範囲でいじめ対策委員が召集することが適切である。

委員：学校における情報の記録や取扱いについては、鉛筆ではなくボールペンの使用を行うなど、初期の段階で確認する必要がある。

委員長：「2 調査組織の設置」の段階について、検討を願いたい。  
・委員からの質疑、意見はなし

委員長：「3 調査方針の説明等」の段階について、検討を願いたい。

委員：調査についてのスタンス、立ち位置によって、目的、内容、方法が違ってくる。最終的な報告書は、一元化されたものが作られるであろう。一方で、学校、教育委員会、いじめ対策委員会、それぞれのスタンスがある。これらが、ばらばらになってはいけませんが、だからといって統一的なものができるのかといたら、難しさがある。

委員長：これについては、インターネット等で他の自治体を見ても、あまり具体的なものを見かけない。検討が必要な部分である。

事務局：名古屋市の検証委員会の事例をみると、検証委員会が20回開催されているうちの最初の5回までが、検証にあたっての基本方針について検討している。先ほどから出ている調査のスタンスということの重要性が裏付けられる。

委員：いじめ対策委員会を召集し、その都度、調査方針を具体的に決めていくということによいか。

事務局：今後、具体的な事例にそって、シミュレーションを行ってみる。それによって、よりよいものを作って行きたい。

委員長：3回目以降で、具体的に詰めていこうということによいか。

事務局：そうである。

委員：「1 重大事態発生報告」の段階から「3 調査方針の説明等」の段階までの時間は、実際にはかなり短い。

事務局：その通りである。短くなければならないし、速やかにいじめ対策委員会が招集される必要がある。

委員：「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付についての説明」は、保護者の心情等に留意して慎重に行う必要がある。説明の時期等によっては、保護者が心情を害してしまうこともある。この扱いについては別のところに移す必要がある。まずは、いじめの事実や行為に対して、どう対応していくのかということを重視する。

委員長：「4 外部に説明を行う際の対応、被害児童生徒保護者のケア等」の段階について、検討を願いたい。

委員：ここは学校、教育委員会がメインとなる段階である。

「5 調査の実施」の段階について、検討を願いたい。

委員：この段階が1番難しい。調査の方法や方針が、難しい。学校で調査を行う場合、先生と生徒の関係性がうまくいっていない場合での対応の仕方等、難しい。名古屋の事例でも慎重に対応している様子が見られる。聞

き取り自体の検証も必要になってくる。

委員：実際に、対象者にどのように接するかについては、難しさがある。

事務局：聴取方法の検証を、調査の途中の段階においても、行動計画に明記して行っていく必要があると考えてよいか。

委員：プロセスが正しくないと結果に対する信用性がなくなってしまうと考える。

委員長：これについては、再度検討を願いたい。

委員：個別の重大事態案件については、少なくとも5年保存とあるが、実際、裁判事例では、5年では短いのではないか。いじめ事案ではないが、小学校での事案が成人になってから訴訟になったケースもあった。その際、学級日誌や学校日誌の提出を求められたが、当時の資料がないという状況であった。いじめ重大事案についての保存年限については慎重に願いたい。

「6 調査結果の説明、公表」の段階について、検討願いたい。

・委員からの質疑、意見はなし

「7 個人情報の保護」の段階について、検討願いたい。

委員：先ほど話題に出たとおりに取り扱っていただきたい。

「8 調査結果を踏まえた対応」の段階について、検討願いたい。

委員長：再調査委員会は、市長部局の対応となるのか。

事務局：そうである。いじめ対策委員会とは別の委員会が立ち上がるということである。

委員：保護者会についてはどのようになっているのか。また、犯罪との関係について書いていないがどのようになっているのか。

委員：重大事態であるということを考えると、保護者に対して何らかの説明を行うということを盛り込んだほうがよい。

事務局：「4 外部に説明を行う際の対応、被害児童生徒保護者のケア等」の段階にあるが、学校の対応の箇所にもしっかりと位置づけていく。

(2) 「桶川市いじめ防止基本方針」の改定について

- ・事務局が資料に基づき、「桶川市いじめ防止基本方針」について説明した。

委員長：何か意見はあるか。

委員：震災被災児童生徒への配慮について明記があるが、さらに国の改定に合わせて、マイノリティーの視点を入れていくことについては、賛成である。

委員：県は朝鮮学校への支給を止めたことから、記述が入れづらいのではないかと考えている。LGBTの方も徐々にアピールしていったり、中国、韓国籍の方も増えてきている、そうしたことを踏まえて、先進的なことを入れていくのはよいことではないか。

(3) その他

委員長：その他、何かあるか。

- ・委員からの質疑、意見はなし

(4) 「いじめ事案に係る協議」

- ・非公開で行った。

以上